

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙、田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約履行期間

契約締結日から令和5年10月31日（火）までとする。

(4) 提案上限額

1, 240, 800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

3 担当課

田村市役所 総務部 総務課 秘書広報広聴係（担当：吉田、桑名）

住 所 〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-81-2117

F A X 0247-82-5577

メール info@city.tamura.lg.jp

4 参加資格要件

本公募に参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者とする。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）

- (4) 本実施要領の公告の日から応募書類の提出期限までに、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 市税等を滞納している者でないこと。

5 実施要領等の入手方法

実施要領等については、田村市総務課（以下、「総務課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、総務課の窓口又は郵送等での配付は行わないこととする。

6 スケジュール

企画提案書の提出期限 令和5年6月21日（水）午後5時まで

| 項目 | 日 程 |
|-------------|-----------------------------------|
| 実施要領配布 | 令和5年 5月23日（火） |
| 質問受付期間 | 令和5年 5月23日（火） ～ 5月31日（水）午後3時まで |
| 質問に対する回答 | 令和5年 6月 7日（水）までに市ホームページに掲載 |
| 参加申込書提出期限 | 令和5年 6月16日（金）午後3時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和5年 6月21日（水）午後5時まで |
| 企画提案書審査 | 令和5年 6月27日（火） |
| 選考結果通知 | 令和5年 6月28日（水） |
| 契約締結 | 令和5年 6月28日以降で市が指定する日 |

※応募状況その他の理由により、日程が変更になる場合あり。

7 質問の受付及び回答

本業務に質問がある場合は、次の各号により質問書を提出することができる。

- (1) 質問書
田村市市民の歌プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル質問書（様式第2号）
- (2) 提出期限 令和5年5月31日（水）午後3時まで
- (3) 問い合わせ先 上記3の担当課に同じ。
- (4) 提出方法
質問書に質問事項を記載のうえ、電子メールまたはファクシミリで送付し、電話で必ず着信確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。
- (5) 質問の内容

応募書類の作成に係る質問に限る。なお、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(6) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月7日（水）までに市のホームページに掲載する。

※個別の回答は行わない。

8 参加申込手続

本業務のプロポーザル参加者は、次の各号により参加申込書を提出しなければならない。

(1) 参加申込書

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書
(様式第1号)

(2) 提出期限 令和5年6月16日（金）午後3時まで

(3) 提出先 上記3の担当課に同じ。

(4) 提出方法

参加申込書は持参又は郵送により提出すること。なお、期限までに届かなかった参加申込書は受け付けない。

(持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後3時までに提出すること。

郵送の場合は、提出期限日までに到着したものに限り。)

(5) 令和5・6年度田村市入札参加資格者名簿に登録された者以外が参加申込を行う場合は、次に示す書類を併せて提出すること。

①履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し

②決算書類の写し

③法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し

④法人市民税の納税証明書の写し（田村市に納税義務がある場合のみ）

⑤営業登録証等の写し

⑥委任状（代理人を置く場合のみ）

⑦使用印鑑届

9 企画書類の提出方法

(1) 提出書類

用紙はA4版縦、横書き、両面印刷とし、文字サイズは11ポイント以上とする。

A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とする（A4サイズに折ること）。下記アからカまでの順序で製本し、目次、インデックスを付け、会社等の名称を記載してフラットファイル（A4）に左綴じすること。

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 会社概要（様式第4号）

ウ 業務実施体制（様式第5号）

エ 工程計画（様式第6号）

オ 企画提案（様式第7号）

企画提案にあたっては、市民の歌の魅力を活かし、本業務の目的のために効果的なプロモーション動画を制作するため、仕様書の内容を踏まえること。

カ 見積書（様式任意）

見積書は、業務明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また人件費、諸経費、消費税額の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出期限 令和5年6月21日（水）午後5時まで

(3) 提出先 上記3の担当課に同じ。

(4) 提出方法

企画書類は持参又は郵送により提出すること。なお、期限までに届かなかった参加申込書は受け付けない。また、持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(5) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

(6) 企画書類の取扱い

企画書類の作成及び提出にかかる費用は参加者の負担とする。

提出された企画書類は返却しないものとする。

実施要領及び仕様書に定めのない事項は、市と参加者において別途協議する。

10 提案項目

(1) 企画提案

別紙、仕様書に基づき、以下の内容に対してアピールする事項を記載すること。

- ① 動画制作の目的を具現化する企画・構成力について
- ② 市民の歌の魅力を発信するためのアイデアについて
- ③ 撮影・編集体制について
- ④ 費用対効果について
- ⑤ その他特にアピールする提案事項など

(2) 動画構成案

- ① 市民の歌（約3分）をベースとした動画見本（絵コンテ）とする。いわゆるラフ程度で、イメージが分かれば完全でなくてもよい。
- ② 写真等は、貴社保有のものをイメージとして代用することで差し支えない。
- ③ 市民の歌の音源は、本市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.tamura.lg.jp>

11 企画提案書作成および提出上の注意事項

(1) 企画は1者1提案とすること。

(2) 仕様書記載の業務内容ごとに、具体的な企画内容を記載すること。

(3) 電送、DVD-R等、電子媒体による提出は受け付けない。

(4) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り原則認めな

い。

(5) 企画提案書類の作成方法等についての説明会は実施しないものとする。

(6) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、田村市が予め指示した事項に違反した場合

1 2 選定方針

本要領に提示する内容を満たし最も優れているもの、かつトータルコストにおいても有益と認められる提案を選定する。

1 3 審査および結果の通知

(1) 審査

「田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託業者選定委員会」において審査し、委員の評価点数の合計が最も高い（以下、「最高得点」という。）提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が基準点（評価点の満点の6割（小数点以下切り捨て）とする。）以上でない場合は、最優秀提案者を決定しない。なお、最高得点が複数ある場合は、提案者毎に審査委員の多数をもって決定する。また、審査委員数が同数の場合は委員長が決定する。

(2) 実施方法

①実施日 実施日時・場所は、別途参加者に通知する。

②実施方式

1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分以内とする。

③実施内容

提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。ただし、応募書類をプレゼンテーション用に加工した資料の配布及びデジタルコンテンツを想定した資料の投影は認める。

④出席者数 説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

⑤使用機器

スクリーン及びプロジェクターは本市で準備する。プレゼンテーションに使用するパソコン等の機器は参加者が用意する。

(3) 審査結果の通知等

- ①審査結果は企画書を提出した参加者全員に書面で通知するとともに、本市ホームページ上で公表する。
- ②審査結果について、評価点は非公表とし、異議申し立ては受け付けない。

1 4 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と市が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

(3) その他

契約候補者と市との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1 5 その他

(1) 契約方法は選定した者との随意契約とする。

(2) 提出された企画書は提案者に無断で使用しないものとする。

(3) 提出された企画書等は返却しないものとする。

(4) 委託業者決定後に契約対象となる業務内容は、企画書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

(別紙) 評価基準

【審査基準】

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---------------------------|--|-----|
| 企業の実績及び能力に対する評価 | | |
| 1. 業務実施体制 | ①業務を実施する上で十分な体制であるか。 | 5 |
| | ②業務を円滑に実施できる計画であるか。 | 5 |
| 2. 業務実績 | ①動画撮影など本業務と類似業務の受注実績があるか。 | 5 |
| 企画提案書に対する評価 | | |
| 3. 実施方針 (業務理解) | ①本事業の目的や業務内容を理解しているか。 | 10 |
| | ②意欲的な提案となっているか。 | 10 |
| 4. 企画提案 (企画力) (効果性) | ①市民の歌を十分にアピールすることができる構成・デザインの提案がなされているか。 | 20 |
| | ②メインターゲットである小中学生が興味を持つような内容となっているか。 | 20 |
| | ③市民の歌のイメージ(穏やかさ・素朴さ)を崩さないような内容となっているか。 | 20 |
| 見積による評価 | | |
| 5. 業務経費 | ①提示した予算額での適正な企画提案か。 | 5 |
| 合 計 (満 点) | | 100 |

※「1. 業務実施体制」「2. 業務実績」「5. 業務経費」に関する事項は、事務局が採点を行う。